

答 申 第 196 号

平成17年7月22日

千葉県教育委員会

委員長 伊 藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年1月25日付け船橋第224号の1による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成16年11月4日付けで異議申立人から提起された平成16年9月3日付け船橋第137号の1で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「2002年（当時高校1学年）の成績会議全部の会議録」及び「2003年（当時高校2学年）の成績会議全部の会議録」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、①平成14年度1学期末成績会議議事録、②平成14年度2学期末成績会議議事録、③平成14年度学年末成績会議議事録、④平成15年度1学期末成績会議議事録、⑤平成15年度2学期末成績会議議事録及び⑥平成15年度学年末成績会議議事録」を特定し、部分開示決定をしたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年9月3日付け船橋第137号の1で行った「平成14年度1学期末成績会議議事録他7件」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 開示された行政文書に記載されている「別紙」がない。
- (2) 終了時間が記載されていない。
- (3) 本件文書のうち、「平成15年11月26日の臨時職員会議議事録」及び「平成15年11月27日の臨時職員会議議事録」は、本件決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄の記号が「ア」になっているが、開示された文書からは「ア」に関する部分は存在しないのでおかしい。
- (4) 他にも議題となったものがあるのにその議題さえ書かれていない。
- (5) 議事録は、お粗末で議事録としての用を呈していない。
- (6) 開示された行政文書は偽造された疑いがある。

3 意見書における主張の要旨

異議申立人が提出した本件異議申立てに関する意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件文書の不開示部分は、成績会議の議事録における会議資料としての個人の成績等であり、個人的な内容となるので、不開示は当然である。
- (2) 私は成績会議に関することに限定して開示を求めたのではない。行政文書開示請求書に記載されているとおり、「①2002年(当時高校1学年)の成績会議全部及び②2003年(当時高校2学年次生)の成績会議全部の議事録」を請求しているものであり、対象行政文書に記載されている「別紙」について、請求対象文書として特定しなかったことは不適切である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、平成14年度及び15年度の各学期末に開催された成績会議の議事録及び平成15年11月26日及び27日に開催された臨時職員会議議事録であり、特定した行政文書は、以下のとおりである。

- (1) 平成14年度1学期末成績会議議事録(以下「本件文書1」という。)
- (2) 平成14年度2学期末成績会議議事録(以下「本件文書2」という。)
- (3) 平成14年度学年末成績会議議事録(以下「本件文書3」という。)
- (4) 平成15年度1学期末成績会議議事録(以下「本件文書4」という。)
- (5) 平成15年度2学期末成績会議議事録(以下「本件文書5」という。)
- (6) 平成15年度学年末成績会議議事録(以下「本件文書6」という。)
- (7) 平成15年11月26日臨時職員会議議事録(以下「本件文書7」という。)
- (8) 平成15年11月27日臨時職員会議議事録(以下「本件文書8」という。)

2 本件文書の内容について

(1) 成績会議議事録について

成績会議は、学期末に全職員が参加し実施される。本件決定で特定された文書は、記録者が作成した「議事録」と、教務担当者等が作成した「成績会議資料」である。

「議事録」には、記録者氏名、会議名、期日、場所及び欠席者等が記載されている。「成績会議資料」は、「在籍異動」、「成績」及び「欠席・遅刻の多い者」等の生徒に関する資料が記載されており、別途全生徒について、教科会議、学年会議等の審議を経て、作成されている。しかし、全教員が一同に

会して、開催される成績会議では、特に成績優良者・不良者、在籍異動、欠席・遅刻の多い者及び特別指導を要した者など、教員による共通理解や、判定に特に慎重を期さなければならない者についてまとめられた資料をもとに審議されている。

(2) 臨時職員会議議事録について

平成15年11月26日及び27日の臨時職員会議の議事録であり、記録者氏名、会議名、期日、期間、場所及び欠席者等が記載されている。

3 千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第2号該当性について

(1) 不開示部分について

本文書のうち、不開示とした部分は、「成績会議資料」における「在籍異動」に記載された生徒の学級名、氏名及び在籍異動の状況の記述、「成績」に記載された、氏名、平均点及び部活動等、「欠席・遅刻の多い者」の学級名、氏名、日数及び理由、「特別指導を要した者」の学級名、氏名及び指導の内容等の記述である。

(2) 不開示理由について

ア 在籍異動

在籍異動の不開示部分には、生徒の学年、学級名、番号、氏名及び在籍異動の状況が記載されている。これは、一体として、当該生徒の個人情報であり、氏名が記載されているため、個人に関する情報であって特定個人が識別される情報であり、条例第8条第2号に該当する。

イ 成績

成績欄には、成績優良者、成績不良者の別に、該当する生徒の氏名、平均点、所属部活動等の情報が記載されている。これらは、一体として、当該生徒の個人の情報であり、氏名が記載されているため、個人に関する情報であって、特定個人が識別される情報であり、条例第8条第2号に該当する。

ウ 欠席・遅刻の多い者

当該欄には、学級名、氏名、日数及び理由が記載されており、これらの情報は、一体として個人情報を構成しており、個人に関する情報であって、特定個人が識別される情報であり、条例第8条第2号に該当する。

エ 特別指導を要した者

当該欄には、学級名、氏名及び特別指導に係る内容が記載されており、これらの情報は、一体として個人情報を構成しており、個人に関する情報

であって、特定個人が識別される情報であり、条例第8条第2号に該当する。

オ 条例第8条第2号ただし書該当性

上記アからエの情報は、条例第8条第2号ただし書イ、ロ又はハに該当するとは認められない。

4 異議申立ての理由について

- (1) 本件文書4、5及び6に記載されている「別紙」がないとの主張について

行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「千葉県立船橋高等学校の2002年及び2003年の成績会議全部の会議録」と記載されている。よって対象文書の特定については、成績会議の会議録について行ったものである。

成績会議は、学期末に開催され、全教員の出席のもとに行われる。職員会議は、およそ2週に1回の割合で、原則として定期的に行われ、これも全職員出席のもと行われている。このようなことから、一般に1年のうち3回は、職員会議と成績会議は同時開催されることになる。

本件文書1から6は、このような理由から、成績会議と職員会議の両方を便宜上合わせた議事録として作成されている。よって、議事録には、請求に係る成績会議以外の部分、つまり、職員会議のみに係る情報も併記されている。申立てに係る「別紙」は職員会議に付随する資料であり、成績会議とは無関係の資料であったため、対象文書としては特定しなかったものである。

- (2) 本件文書7及び8において「開示しない部分及び開示しない理由」の記号「ア」になっているが、開示によれば「ア」に関する部分が存在しないとの主張について

本件文書7及び8は、行政文書開示決定通知書として整理すべきものであり、当該決定を取り消し、再決定をした。

- (3) 行政文書としての真偽に関する主張について

本件文書は、実際に船橋高等学校が保存していた文書であり、行政文書としての管理を行っているものである。

- (4) 申立人のその余主張について

申立人のその余の主張は、いずれも文書作成に係る事項であり、これらによって本件決定が違法の取消し事由になることはないものとする。

以上のとおり、本件文書には、条例第8条第2号に該当する情報が記載され

ていることから部分開示決定を行ったものである。

また、異議申立人が異議申立ての理由で主張する点については、行政不服審査法上の処分取消し事由にならないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

実施機関は、本件決定に係る本件文書のうち、本件文書7及び8に係る部分の決定について、これを取り消し、新たに平成17年5月20日付けで開示決定を行い、当審査会への諮問のうち、本件文書7及び8に係る部分を平成17年6月21日付けで取り下げた。

よって、当審査会は、本件決定のうち、本件文書1から6までについて、以下、検討する。

2 本件請求の対象となる文書（以下「本件請求文書」という。）について

異議申立人は、本件文書4、5及び6に記載されている「別紙」の文書が開示されていないと主張している。

開示請求があった場合、特定される行政文書の範囲は、原則として、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容に基づいて、合理的に理解し得る範囲においてとらえるべきである。

実施機関は、成績会議と職員会議が同時に開催されたため、便宜上両方を合わせて作成している議事録のうち、開示請求書の記載内容に基づいて、成績会議部分の議事録に該当するものとして、本件文書1から6までを特定したと説明する。

確かに、本件請求に係る成績会議は職員会議の一部として行われ、職員会議の議事録と合わせて議事録が作成されていることは認められるが、異議申立人が主張する「別紙」の文書は、当審査会が見分したところ、成績会議に付随するものとは認められなかった。

したがって、成績会議部分の議事録を特定し、「別紙」の文書を特定しなかったことは、開示請求書の記載内容に基づいて、合理的に理解し得る範囲で文書を特定したものと認められる。

よって、本件請求文書の開示請求につき、本件文書1から6までを特定したことは、妥当であると認められる。

3 本件決定における不開示部分について

異議申立人は、本件決定における不開示部分について、不開示は当然であると主張する。

よって、当審査会は、本件決定における不開示部分について、争いはないものと認め、判断しない。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、議事録の作成方法について、お粗末で議事録としての用を呈していないなど種々の主張をしているが、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

5 結論

以上のとおり、本件請求文書の開示請求につき、本件文書1から6までを特定し、本件決定をしたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 1. 25	諮問書の受理
17. 3. 15	実施機関の理由説明書の受理
17. 4. 22	異議申立人の意見書の受理
17. 5. 27	審議 実施機関から理由の聴取・審議
17. 6. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年6月24日現在)